



# 島根県報

平成29年12月15日（金）

第2,964号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

平成29年度第4次自衛官募集	（防災危機管理課）	2
保安林予定森林（4件）	（森林整備課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中小企業課）	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（　　　　　）	5
建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更	（建築住宅課）	7

### 【公 告】

認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新	（環境生活総務課）	9
------------------------	-----------	---

### 【特定調達公告】

島根県企業局三代浄水場で使用する電力の供給に係る一般競争入札の実施	（企業局総務課）	9
-----------------------------------	----------	---

### 【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		12
漁業法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数		13

### 【正 誤】

平成29年8月14日付け島根県報第2,928号中	（選挙管理委員会）	13
--------------------------	-----------	----

---

**告 示**

---

**島根県告示第671号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、平成29年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成29年12月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 募集種目  
自衛官候補生 男子（陸上・海上・航空自衛隊）
- 2 応募資格  
日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の者
- 3 応募締切  
平成30年1月12日（金）
- 4 試験期日  
平成30年1月13日（土）
- 5 試験会場  
陸上自衛隊出雲駐屯地  
出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）
- 6 試験科目
  - (1) 筆記試験（国語・数学・社会・作文）
  - (2) 口述試験・適性検査・身体検査
- 7 採用予定日  
採用予定通知書により通知する。
- 8 問合せ先  
自衛隊島根地方協力本部  
松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

---

**島根県告示第672号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年12月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
益田市匹見町石谷イ867、イ868、イ869-1、イ870
- 2 指定の目的  
水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第673号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年12月15日

島根県知事 溝口 善兵衛

#### 1 保安林予定森林の所在場所

雲南市三刀屋町上熊谷1666-93から1666-101まで、1666-114、1666-115、1666-118、1666-119、1666-122、1666-123、1666-125

#### 2 指定の目的

水源の涵養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第674号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年12月15日

島根県知事 溝口 善兵衛

#### 1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町左鑑806、809、810、812、813、842、843、843-1、2209-1から2209-4まで、2210-3、2210-6、2210-7、2211、2212、2212-1、2213、2213-1から2213-8まで、2214、2214-1、2217-3から2217-14まで、2217内7から2217内9まで、2217-16、2217-17、2217-22、2217-38、2217-43、2445-2、2445-4、2445-5、2446-1、2446-2

#### 2 指定の目的

水源の涵養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第675号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年12月15日

島根県知事 溝口 善兵衛

#### 1 保安林予定森林の所在場所

大田市三瓶町多根字朝川イ1099-1、イ1099-3、字忍ヶ谷イ1100-3、イ1100-6

#### 2 指定の目的

水源の涵養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第676号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成29年12月15日

島根県知事 溝口 善兵衛

#### 1 届出の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ジュンテンドー新安来店 島根県安来市安来町字八幡408番1外

##### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

##### (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

##### (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年7月1日

##### (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,727平方メートル

## (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の位置及び収容台数  
50台（店舗東側及び北側）
- イ 駐輪場の位置及び収容台数  
10台（店舗東側）
- ウ 荷さばき施設の位置及び面積  
75平方メートル（店舗南東側）
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
9立方メートル（店舗南東側）

## (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前7時から午後9時まで
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から午後9時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
5か所（駐車場No.1：4か所、駐車場No.2：1か所）
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで

## 2 届出年月日

平成29年12月6日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

安来市政策推進部商工観光課（安来市安来町878番地2）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

**島根県告示第677号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるることができる。

平成29年12月15日

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

シティパーク浜田 島根県浜田市相生町1391番地8

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

宮田建設工業株式会社 代表取締役 宮田 智裕 島根県浜田市朝日町91番地13

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

## [1F]

(株) イズミ	広島県広島市南区京橋町2-22	山西 泰明
(株) アクシス島根支店	島根県浜田市殿町83-217	新田 登信
(有) 錦栄堂	島根県浜田市片庭町1-1	松本 直樹
共同青果 (株)	島根県浜田市下府町327-80	長谷川 等
くいしん坊	島根県浜田市西村町333-1	大浴 三郎
きらくやCHOCOTTO	島根県浜田市長沢町172-6	赤松 政豊

## [2F]

(株) しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19-4	野中 正人
(株) かみのや (K' s s e l e c t)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
(株) ダイトウヤ	島根県浜田市下府町321-7	足立 幸子
メンズブラザ スワキ	島根県浜田市田町1584	洲脇 之徳
(株) かみのや (E u r e k a)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
(株) かみのや (k a m i n o y a)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦

## [3F]

(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14	矢野 博丈
宝珠堂	島根県江津市波子町イ968	山藤 二郎
(株) かみのや (L y r i c)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
(株) アニー	島根県浜田市相生町1391-8	佐々木 留美
ヘアプランニング イチリン	島根県浜田市牛市町3	斎藤 哲哉

## (変更後)

## [1F]

(株) イズミ	広島県広島市南区京橋町2-22	山西 泰明
(株) アクシス島根支店	島根県浜田市殿町83-217	新田 登信
(有) 錦栄堂	島根県浜田市片庭町1-1	松本 直樹
共同青果 (株)	島根県浜田市下府町327-80	長谷川 等
くいしん坊	島根県浜田市西村町333-1	大浴 三郎
きらくやCHOCOTTO	島根県浜田市長沢町172-6	赤松 政豊

## [2F]

(株) しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19-4	野中 正人
(株) かみのや (K' s s e l e c t)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
(株) ダイトウヤ	島根県浜田市下府町321-7	足立 幸子
メンズブラザ スワキ	島根県浜田市田町1584	洲脇 之徳

(株)かみのや (Eureka)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
(株)かみのや (kaminoya)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
[3F]		
(株)大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14	矢野 博丈
(株)かみのや (Lyric)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
(株)アニー	島根県浜田市相生町1391-8	佐々木 留美
ヘアプランニング イチリン	島根県浜田市牛市町3	斎藤 哲哉

## (4) 変更の年月日

平成29年10月31日宝珠堂が退店

## 2 届出年月日

平成29年12月5日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部産業政策課 (浜田市殿町1番地)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第678号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があつたので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年12月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
株式会社建築構造センター	東京都新宿区新宿一丁目8番1号	(山陰事務所) 島根県松江市中原町6番地 (本社) 東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階 (東北事務所) 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階	(山陰事務所) 島根県松江市中原町6番地 (本社) 東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階 (東北事務所) 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階	平成29年12月28日

(福島事務所) 福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室	(福島事務所) 福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室
(埼玉事務所) 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階	(埼玉事務所) 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階
(千葉事務所) 千葉県船橋市葛飾町2-402-3 丸庄ビル1階	(千葉事務所) 千葉県船橋市葛飾町2-402-3 丸庄ビル1階
(神奈川事務所) 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号 日総第8ビル8階	(神奈川事務所) 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号 日総第8ビル8階
(愛知事務所) 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号 久屋パークビル7階	(長野事務所) 長野県長野市南県町1082番地 KOYO南県町ビル5階
(三重事務所) 三重県四日市市浜田町12番18号 アーク四日市ビル7階	(愛知事務所) 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号 久屋パークビル7階
(岡山事務所) 岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号 成広ビル2階	(三重事務所) 三重県四日市市浜田町12番18号 アーク四日市ビル7階
(広島事務所) 広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル704-2号室	(岡山事務所) 岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号 成広ビル2階
(香川事務所) 香川県高松市亀井町2-1 朝日生命ビル5階	(広島事務所) 広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル704-2号室
(愛媛事務所) 愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 ミツネビルディング601号室	(香川事務所) 香川県高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル5階
(福岡事務所) 福岡県福岡市博多区御供所町1番1号 西鉄祇園ビル3階	(愛媛事務所) 愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 ミツネビルディング601号室
(佐賀事務所) 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 SONIC佐賀駅前ビル704号室	(福岡事務所) 福岡県福岡市博多区御供所町1番1号 西鉄祇園ビル3階
(長崎事務所) 長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビ	(佐賀事務所) 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 SONIC佐賀駅前ビル704号室
	(長崎事務所) 長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビ



	ル8階 (宮崎事務所) 宮崎県宮崎市川原町5番10号 ミネックス川原8階 (鹿児島事務所) 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室 (沖縄事務所) 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号 沖縄県建設会館4階	ル8階   (鹿児島事務所) 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室 (沖縄事務所) 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号 沖縄県建設会館4階	
--	--	---	--

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同法第51条第5項において準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年12月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 認定特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人自然再生センター
- 2 代表者の氏名  
徳岡 隆夫
- 3 主たる事務所の所在地  
島根県松江市天神町114
- 4 更新後の認定の有効期間  
平成30年1月30日から平成35年1月29日まで
- 5 従前の認定の有効期間  
平成25年1月30日から平成30年1月29日まで
- 6 情報の提供  
島根県ホームページにおいて提供

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成29年12月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 調達内容
  - (1) 調達案件の名称及び数量  
島根県企業局三代浄水場で使用する電力の供給  
予定使用電力量（供給期間総計） 8,266,000キロワット時  
予定使用電力量は、平成28年4月から平成29年3月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変

動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日までとする。ただし、平成30年度以降において、本件公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

島根県雲南市加茂町三代96-2 三代浄水場

(5) 入札書の記載方法等

ア 入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者の決定は定められた予定価格の範囲内での最低入札価格をもって行い、契約価格は単価とする。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 平成30年1月19日（入札参加資格確認申請書の提出期限）までに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(4) 庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年島根県告示第208号）第5条の規定により、入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種別「電気供給業務」に登載された者であること。

(5) 島根県が行う庁舎の電気供給業務の契約に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県企業局長の入札参加資格の承認を受けたものであること。

(8) 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入に関し、入札説明書別紙「二酸化炭素排出係数等環境配慮項目基準表」に掲げる条件を満たしている者であること。

(9) 電気の供給を開始する日から、確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県企業局総務課総務予算グループ

電話 0852-22-6639

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成29年12月15日（金）から平成30年1月19日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は、行わない。

(3) 入札説明会

行わない。

(4) 入札書の提出期限

平成30年2月8日(木)午前10時(郵便による入札にあつては、書留郵便とし、平成30年2月8日(木)午前9時までに(1)の提出場所へ到着していること。)

(5) 入札の日時、場所及び開札

ア 日時 平成30年2月8日(木)午前10時

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県会議棟 第三会議室

ウ 開札 即時開札

(6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

4 入札参加者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、平成30年1月19日(金)までに、入札説明書に定める申請書及び所定の提出書類を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない(郵送により提出する場合は、書留郵便とし、提出期間内に必着していること。)

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条第1項の規定により、入札書に記載する金額を契約期間の月数で除し、12で乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約単価(消費税及び地方消費税相当額を含む。)に基づき、契約期間における予定電力等による相当金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札の行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary

### (1) Name and quantity of the products to be supplied :

Name of item/Supply : Electrical Power Supply for the Shimane Prefecture Bureau of Public Enterprise  
Water Purification Facility

Supply Period : From April 1st, 2018 to March 31st, 2020

### (2) Bidding participation Requirement and Application Deadline : From December 15th, 2017 (Friday) to January 19th, 2018 (Friday) (Excluding Saturdays, Sundays, and Holidays) , between 9 a.m. and 5 p.m. (excluding from 12 p.m. to 1 p.m.)

Please submit your application within the aforementioned time period.

### (3) Deadline for Submission of Tender and Opening of Bid Date and Time : February 8th, 2018 (Thursday) 10 a.m.

Deadline for bids sent by mail : February 8th, 2018 (Thursday) 9 a.m.

### (4) Contact Information and Address : Shimane Prefecture Bureau of Public Enterprise, General Affairs Division, General Budget Group 8 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, Japan 690-8501

TEL : 0852-22-6639

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### 島根県選挙管理委員会告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成29年12月15日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1	地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数	11,587
2	地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	163,218
3	地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	
	松江選挙区	56,440
	浜田選挙区	15,651
	出雲選挙区	47,587
	益田選挙区	13,381

大田選挙区	10,144
安来選挙区	11,172
江津選挙区	6,826
雲南・飯石選挙区	12,709
仁多選挙区	3,778
邑智選挙区	5,560
鹿足選挙区	4,059
隠岐選挙区	5,800

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 163,218

#### 島根県選挙管理委員会告示第58号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりである。

平成29年12月15日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根海区	859
隠岐海区	340

### 正 誤

平成29年8月14日付け島根県報第2,928号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	上から10	「第89条第8項ただし書」を「第89条第9項ただし書」に、「抹消しまたは」を「抹消し、又は」	「第89条第8項」を「第89条第9項」
	上から11	「第89条第6項」を「第89条第7項」	「第89条第6項ただし書」を「第89条第7項ただし書」に、「抹消しまたは」を「抹消し、又は」